

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十六日

大久保 勉

参議院議長江田五月殿



## 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に関する質問主意書

全国の社会保険病院及び厚生年金病院は、地域医療における拠点病院として、これまで重要な公的役割を果たしてきた。現在、これらの病院は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下、「機構」という。）に移管されている。機構の目的は、これらの病院を含む年金福祉施設等の譲渡または廃止であるが、各病院の具体的な方針についてはいまだに結論が出ておらず、長い間各病院に親しんできた地域住民をはじめ、その行く末に不安を抱いている者が多い。また、一部の独立行政法人について、業務運営や資産内容が不透明であるとの指摘があることから、機構の業務運営や資産内容について、同様の懸念を抱く者もいる。

よつて、以下の質問をする。なお、機構に対する政府の監督責任を踏まえ、誠実に答弁されたい。

一　社会保険病院及び厚生年金病院がこれまで果たしてきた役割について、政府の見解を明らかにされたい。

二　機構の役職員数を明らかにするとともに、それが適正かどうか政府の見解を明らかにされたい。なお、

業務の遂行に当たつて外部の有識者の意見を聴く等の理由で委員会等が設けられている場合は、その委員

会等の名称と委員の氏名を明らかにするとともに、委員の機構外における役職をあわせて明らかにされたい。また、委員としての職務において、機構外における役職との利益相反に関する規則等がある場合は、その規則等を明らかにされたい。規則等がない場合は、ないことに対する政府の見解を明らかにされたい。

三 機構の役職員に国家公務員退職者もしくは地方公務員退職者または国からの出向者もしくは地方公共団体からの出向者がいる場合は、それぞれの数と出向元を明らかにされたい。また、地方公共団体からの出向者の職務において、出向元との利益相反に関する規則等がある場合は、その規則等を明らかにされたい。規則等がない場合は、ないことに対する政府の見解を明らかにされたい。

四 機構の役職員に民間企業や医療機関等からの出向者がいる場合は、それぞれの数と出向元を明らかにされたい。また、民間企業や医療機関等からの出向者の職務において、出向元との利益相反に関する規則等がある場合は、その規則等を明らかにされたい。規則等がない場合は、ないことに対する政府の見解を明らかにされたい。

五 機構の年金福祉施設等の売却に係る業務の一般競争入札において、民間企業や医療機関等からの出向者

が入札に係る業務を行うことが適切かどうか政府の見解を明らかにされたい。また、年金福祉施設等の売却に係る業務につき、機構発足時からの一般競争入札において、民間企業や医療機関等からの出向者の、出向元の企業や機関等もしくは出向元の企業や医療機関等と密接に関連する企業や機関等が落札した事例（複数の企業や機関等が落札した場合の一団に出向元の企業や医療機関等が参加している事例を含む。）がある場合は、全て明らかにするとともに、「一般競争入札の趣旨をゆがめるものである」という批判に対する政府の見解を明らかにされたい。

六 機構が保有する社会保険病院及び厚生年金病院について、平成十五年度から平成十九年度までの、医業収益（入院収益、外来収益及びその他医業収益の区別を含む。）、医業外収益、医業費用（給与費、材料費、経費、減価償却費及びその他の区別を含む。）及び医業外費用を、各病院別に明らかにされたい。また、収益合計（医業収益と医業外収益の合計）と費用合計（医業費用と医業外費用の合計）及び両者の差も、各病院別に明らかにされたい。さらに、これらの医業費用（給与費、材料費、経費、減価償却費及びその他の区別を含む。）及び医業外費用が適正かどうかということと、これまでの合理化計画に対する政府の見解を明らかにされたい。

七 前項を明らかにするに当たり、医療法による医療法人が一般に採用している会計基準と異なる会計基準が用いられている場合は、その会計基準について採用理由を付して明らかにするとともに、差異が生じていることに対する政府の見解を明らかにされたい。また、医療法による医療法人に一般に適用されている税法の取扱基準と異なる取扱基準が適用されている場合も、その取扱基準について採用理由を付して明らかにするとともに、差異が生じていることに対する政府の見解を明らかにされたい。

八 機構が保有する社会保険病院及び厚生年金病院について、売却や廃止等の処分方法及び処分時期が決定していれば、処分方法及び処分時期を、各病院別に明らかにされたい。処分方法及び処分時期が決定しないなれば、処分方法及び処分時期が決定する時期の目途を、各病院別に明らかにされたい。

右質問する。